

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画(案)に対するご意見と対応(案)

頁	行	ご意見	対応(案)
37	19	<ul style="list-style-type: none"> ・5市共通の課題として、負担金等も問題もあり、「効率的」という言葉も必要ではないか。 ・現状の狛江市の福祉保健部で抱えている課題「後見センターの受任決定までに時間を要して、結果、弁護士に直接依頼するケースが多い」については、この「効果的な運営」では解決しないのではないか。 	<p>「5市における成年後見制度利用支援事業のより<u>効果的な運営</u>」を 「5市における成年後見制度利用支援事業のより<u>効率的・効果的な運営</u>」に 記述を改めます。</p>
38	10	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの新聞の紙面では、『障害を持つ』という表現を避け、『障害がある』と言い換えるようにしている。理由は、障害は自分の意思によるものではないからである。 ・例えば、障害者の投票支援を通じて、障害者はそのご本人にハンディを抱えている人ではなく、社会(投票支援では選挙)参加するために障壁がある人と、社会の側から見るようになると自然に「障害がある」という表現になる。 	<p>「5市では、特に<u>障害を持つ子</u>のいわゆる「親亡き後」の支援に関して」を 「5市では、特に<u>障害がある子</u>のいわゆる「親亡き後」の支援に関して」に 記述を改めます。</p>